

# 第10回 勢田川等水面利用対策協議会



平成28年2月23日

# 本協議会の協議事項

## ▼協議会において協議・検討していく基本事項(10項目)

- ① 対象区域
- ② 広報関係
- ③ 係留船舶実態調査
- ④ 強制的な撤去措置
- ⑤ 民間マリーナ調査
- ⑥ 暫定係留施設
- ⑦ 恒久的係留保管施設
- ⑧ 重点的撤去区域の設定 (河川)
- ⑨ 放置等禁止区域の指定 (港湾・河川)
- ⑩ 条例制定の要否・可否について

## ▼協議会対象区域



宇治山田港、五十鈴川、大湊川、勢田川の河川区域と港湾区域が重複する区域及びその区域に隣接する施設

# 前回までの協議事項 | 係留場所の確保



7

ゴーリキ  
マリンヴィレッジ



6

大湊川  
(五十鈴川合流点側)



8

マリーナ伊勢



1

(伊勢市占用)

今一色漁港区



5

伊勢市占用  
(一部) 海の駅

神社港



4

防潮水門下流左岸



9

秀英工業



重点的撤去区域



2

一色町物揚場施設



3

一色町地先船溜まり

## 凡 例

-  活用を開始した箇所
-  現状施設の活用を認める箇所
-  民間事業者を活用する箇所

# 前回までの協議事項 | 規制の方針（港湾）

## ▼ 放置等禁止区域の指定

受入先の確保と禁止区域の指定



(港湾法)  
**第三十七条の三** 何人も、港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域（略）内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。



# 前回までの協議事項 | 募集要項の概要

## 応募資格

### 共通要件

- ①会社更生法又は民事再生法の手続きを開始していないこと。
- ②直近3年間に、法人税等の税金を滞納していないこと。
- ③役員が破産者で復権を得ていない者、禁固以上の刑に処せられ2年経過しない者、成年被後見人でないこと。
- ④暴力団が実質的に経営を支配する業者等でなく、また、委託先としないこと。
- ⑤過去に河川法、港湾法による監督処分を受けていないこと。
- ⑥NPO法人については、特定非営利活動促進法第42条の規定に該当する者でないこと。

### 個別要件

- ①伊勢市内に本店、本社又は主たる事務所を有する者であること。
- ②過去5年間に同種業務の実績を有すること。

- 募集主体  
国土交通省三重河川国道事務所  
三重県伊勢建設事務所
- 公募対象箇所  
勢田川防潮水門下流（左岸）  
約100隻

## 募集条件

### 施設・設備の保守・点検および清掃等環境整備

- ①施設・設備の損傷の有無について、目視による日常点検に加え、施設の性能維持を目的とした点検を定期的を実施すること。
- ②許可船舶の係留位置の点検、沈廃船の有無調査及び沈廃船の撤去等適切な措置を行うこと。
- ③施設・設備において、周辺も含め清掃・除草（処分を含む。）等の日常管理を定期的を実施すること。
- ④日報を記録し、まとめたものを毎年、河川管理者及び港湾管理者に提出すること。

### 災害時の対応

- ①事前に係留施設を点検し、係留船舶の固定等の災害対策を行うとともに利用者の避難誘導その他の措置を講ずること。
- ②被災があった場合には、速やかに河川管理者及び港湾管理者へ報告するとともに、応急対策は占有者自らが行うこと。

### 水質事故等の対応

- ①緊急時の連絡体制を確立すること。
- ②水質事故等が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡すること。
- ③概ね30分以内に現場に赴き対応できる体制を確立すること。

### 利用者への指導

- ①利用者に対し、係留方法・場所、他の水面利用者の自由使用の妨げ、油漏れによる水質事故、騒音の発生、清掃等の清潔保持等について適切に指導すること。
- ②利用者にかかる賠償責任保険に加入させること。

### 訓練の実施

- ①災害時及び水質事故が発生した場合に対応した訓練を実施すること。

### 管理運営

- ①係留対象船舶は、4条件を満たした船舶とすること。（追加指示で変更の可能性あり）
- ②地元（漁協、自治会、周辺民間マリーナ等）との連絡・調整を行うこと。
- ③係留対象でない船舶の所有者に対する指導等を行うこと。
- ④占有物件に関する苦情・問合せについては、占有者が責任をもって対応すること。
- ⑤協議会に協力して、放置船舶に対して広報活動等に取り組むこと。
- ⑥利用料金は、収支計画、施設の特性や近隣相場を勘案し、著しく高額でない料金で任意に設定すること。

## スケジュール

### 募集要項（案）の決定

- ・7/31（金）

### 募集要項の発表・配布期間

- ・8/24（月）～9/8（火）

### 質問受付期間

- ・9/4（金）～9/8（火）

### 質問回答

- ・9/17（木）

### 応募書類受付期間

- ・9/18（金）～10/9（金）

### 占有者の審査、決定

- ・10月～12月中旬

### 選定結果の通知・公表

- ・1月上旬

※スケジュールは今後変更の可能性あり。

# 前回までの協議事項 | 今後の方針

## ▼不法係留船の減少

### 「5年で解決」を目標とする

- ◆ 平成29年度までに受入先を確保
- ◆ 平成30年から排除に向けた手続き

「Ⅰ係留場所の確保増」と「Ⅱ係留対象船の減」を両輪とした対策を推進し、今後5年（平成31年度中）で解決を目指す。

### Ⅰ 係留場所の確保増

H27	H28	H29	H30	H31
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状施設の活用（占用主体は公募による）</li> <li>・ 民間マリナーの拡張</li> <li>・ 新規施設の設置</li> </ul>				

### Ⅱ 係留対象船の減

H27	H28	H29	H30	H31
<b>是正指導</b>		<b>強制撤去</b>		
協議会方針周知（撤去指導）		監督処分		
↓		↓		
警告書送付、看板設置		行政代執行		
↓				
指示書の交付				

### <参考>

国土交通省及び水産庁による推進計画（H25.5月）

### <内容>

- ・ 10年間で放置艇を解消
- ・ 保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策

### プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための 総合的対策に関する推進計画



#### □推進計画の概要

- ・ 東日本大震災を教訓として、今後想定される南海トラフ巨大地震等の津波による背後住居への二次被害が懸念。
- ・ 港湾、河川、漁港の三水域が取り組んできたそれぞれの放置艇対策を更に実効的に推進することが必要。
- ・ 国土交通省と水産庁は、港湾・河川・漁港等の管理者、マリン関係団体、プレジャーボート利用者等が連携して取り組むべき施策を総合的にとりまとめ、各々の関係者が着実に実践することを目的に推進計画を策定。
- ・ 本推進計画は、10年間で放置艇の解消を目標。

#### □推進計画の策定の意義

放置艇の解消に向けた国の方針を自治体に示すことにより、地域で取り組む施策の優先順位を上げるなど、三水域（港湾、河川、漁港）管理者や関係者が放置艇対策に取り組みやすい環境を整備。

#### □目標達成のための施策

- 1) 保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策  
係留・保管施設の設置や、放置等禁止区域の設定といった規制措置を推進。当該施設の整備にあたっては、民間資金や交付金等を活用。
- 2) 関係者間の連携推進  
放置艇対策を地域全体の共通課題として捉え、地域の関係者が連携・協力して、協議会等を設置し、放置艇対策を推進する環境整備を実施。
- 3) 効果的な放置艇対策事例の周知  
放置艇対策として実績を上げている事例など、実効性のある対策事例を各自治体に周知。

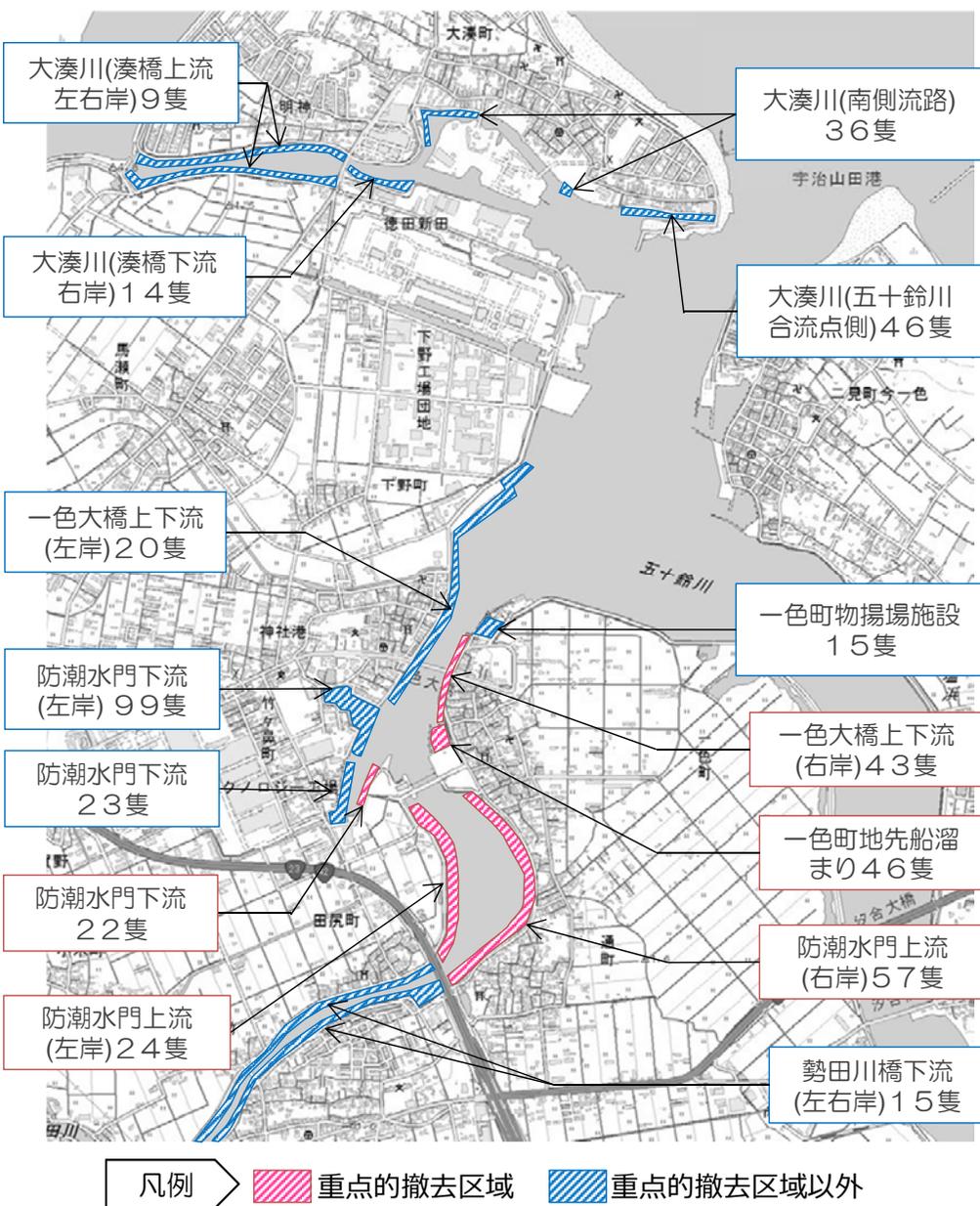
#### □ロードマップ

- ・ 目標達成に向け、地域レベルと全国レベルの双方の観点からPDCAの取り組みを一体的に進める

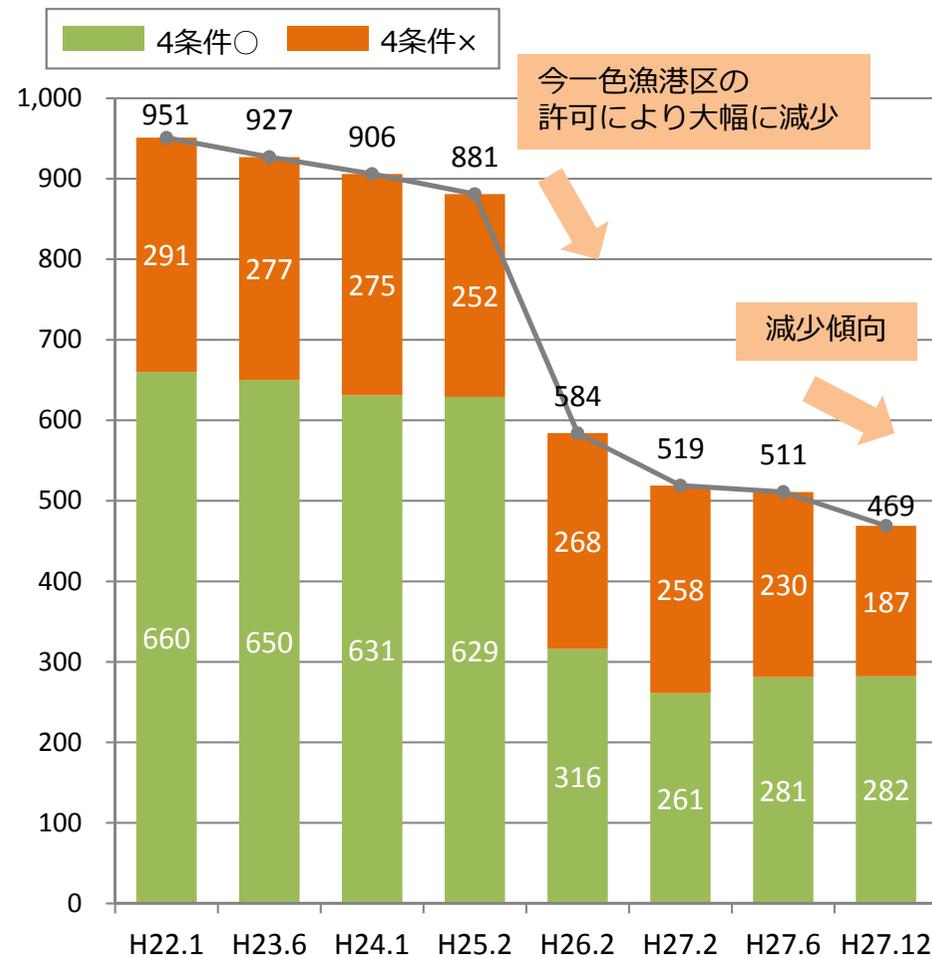


# 報告事項 | 係留船舶実態調査

## ▼平成27年12月調査結果



## ▼船舶数の変動 (H22~H27)



4条件○	282隻
4条件×	187隻
<b>不法係留船 総船舶数</b>	<b>469隻</b>

# 報告事項 | 係留対象船舶数について

## ▼ 現在の状況（平成27年12月調査時点）

### 係留が認められる施設

現状施設	1.今一色漁港区	-
	2.一色町物揚場施設	30
	3.一色町地先船溜まり	50
	4.防潮水門下流（左岸）	100
	5.神社「海の駅」	10
	6.大湊川（五十鈴川合流点）	80
	<b>計</b>	<b>270</b>
民間マリーナ (空き)	7.ゴーリキ	30
	8.マリーナ伊勢	0
	9.秀英工業	10
	<b>計</b>	<b>40</b>
<b>合計</b>		<b>310</b>

※民間マリーナの空きは、国土交通省三重河川国道事務所の聞き取り（H28.2.5）による。

### 係留総船舶数

<b>4条件○</b>	<b>282隻</b>
<b>4条件×</b>	<b>187隻</b>

4条件×の内訳

所有者不明船の数

受け皿施設への対象船舶とする4条件	×隻数
①漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。（船舶への登録番号の表示など）	81
②所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。	32
③漁船登録の検認を受けている、又は、船舶検査書の有効期間内である。	50
④上記に該当しても、平成23年4月1日以降、新たに係留が確認された船舶は対象とならない。	24



**310隻 - 282隻 = 28隻分 空きあり**

ただし、現状施設の精査、4条件×の改善及び所有船の放棄が進むことで、数値が変動する可能性があります。

# 報告事項 | 勢田川防潮水門下流（左岸）の占用許可申請者決定

占用許可申請者は

特定非営利活動法人  
神社みなとまち再生グループ

に決定しました

## 決定後の動き

- ・ 2月中を目途にエリア内に係留中の船舶所有者へ周知文を送付します。
- ・ 占用許可申請者において、占用許可申請及び実際の管理に向けた準備を進めます。

## ▼勢田川防潮水門下流（左岸）の係留施設の位置



## ▼記者発表資料(H27.12.24)

MLIT



国土交通省中部地方整備局  
三重河川国道事務所

地域の明日へ、地域とともに。

平成27年12月24日

勢田川等水面利用対策協議会 事務局  
国土交通省 三重河川国道事務所  
三重県県土整備部 流域管理課  
伊勢市都市整備部 監理課

せたがわ

## 勢田川等不法係留船対策

## 船舶係留施設占用許可申請者 決定

### 1. 概要

勢田川等における不法係留船の対策の一環として、放置又は不法に係留している船舶を収容し、適正な管理運営を行うことにより、良好な係留環境を実現することを目的として、係留施設の占用許可申請者を募集していました。

このたび、占用許可申請者が決定しましたのでお知らせします。今後、河川法及び港湾法に基づく水面の占用許可申請を経て管理者を決定します。

他の係留が認められる施設についても同様に占用許可申請者を募集し、管理者を決定していく予定です。

### 2. 占用許可申請者(管理者)

名称	特定非営利活動法人 神社みなとまち再生グループ
主たる事務所	三重県伊勢市神社港60番地

### 3. 場所

せたがわぼうしょうすいもん  
勢田川防潮水門下流左岸船舶係留施設（別添図面参照）

### 4. 配布先

三重県政記者クラブ、三重県第二県政記者クラブ、伊勢記者会

### 5. 解禁

特になし

### 6. 問い合わせ先

国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所

取材申込先 河川占用調整課長 栗本 真(くりもと まこと)  
保全対策官 藤澤 彰(ふじさわ あきら)  
〒514-8502 三重県津市広明町 297  
TEL: 059-229-2218(河川占用調整課)  
メール: ir-mika5@cbr.mlit.go.jp

# 報告事項 | 啓発チラシの郵送・現地貼付

## ▼協議会方針を周知するため、啓発チラシを郵送するとともに現地に貼付

アンケート、廃船処理のチラシ、民間マリーナ紹介も同時配布

勢田川等水面利用対策協議会は

平成27年9月30日

### 『5年で解決』“不法係留船ゼロ” を目標とします

現在、勢田川、五十鈴川及び大湊川と重複する宇治山田港（以下「対象区域」）には河川法・港湾法の占用許可を受けないまま係留されている船舶（以下「不法係留船」）が多数存在し、津波や高潮により護岸等施設を乗り越えた場合の近隣の被害や油漏れによる水質事故、河川・港湾施設等の損傷等が懸念されています。

このような現状を改善するため、地域住民の代表や漁業関係者、行政が中心となり「勢田川等水面利用対策協議会」（以下「協議会」）を設立し、様々な対策を協議してきました。

今年2月の協議会では、**今後5年（平成32年3月まで）で“不法係留船ゼロ”**を目標とすることを決定し、船舶係留施設等の管理を行う団体等を管理者として公募することとし、下記の「4条件」を全て満たす船舶については係留場所を確保した上で係留が原則認められる計画としていますが、それ以外の船舶については順次撤去して頂く方針です。

#### 1 不法係留船とは？

対象区域では、河川法・港湾法の占用許可を受けた施設以外に係留している船舶はすべて不法係留となります。

#### 2 今後係留が認められる「4条件」とは？

- ①漁船登録の検認を受けている、又は、船舶検査証書の有効期間内である。
- ②漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。（船舶への登録番号の表示など）
- ③所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。
- ④平成23年4月1日以降、新たに係留が確認された船舶ではない。

◇参考◇

「小型船舶の登録等に関する法律」に基づき登録された小型船舶には、登録番号の表示が義務付けられています。



#### 3 「4条件」を満たしている船舶について

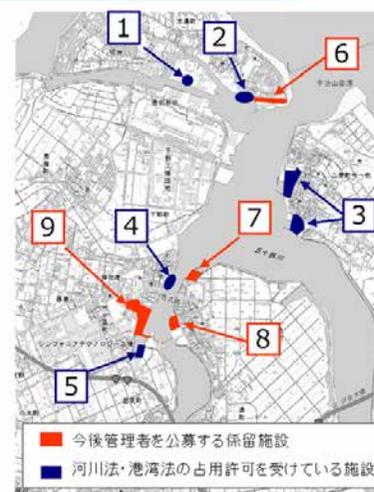
河川法・港湾法の占用許可を受けた施設での係留が**原則認められる**計画としています。係留する場合は**有料**となります。係留を希望される方は、必ず別添の**アンケートの提出**をお願いします。なお、現在、一部の係留施設について管理者を公募しており、今後、他の係留施設となり得る施設についても、順次管理者を公募していく予定です。 ※裏面参照

#### 4 「4条件」を満たしていない船舶について

順次**撤去**して頂きますようお願いいたします。4条件を満たした上で、係留を希望される方は、必ず別添の**アンケートの提出**をお願いします。

※「4条件」を満たしていない船舶所有者の方、係留を希望されない方もアンケートの協力をお願いします。

### 係留が認められる施設



係留が認められる施設は以下のとおりです。\*対象区域では、これ以外の場所に係留することはできません。

1	ゴーリキマリンヴィレッジ
2	マリーナ伊勢
3	今一色漁港区
4	神社港（海の駅）
5	秀英工業
6	大湊川（五十鈴川合流点） 今後管理者を公募予定
7	一色町物揚場施設 今後管理者を公募予定
8	一色町地先船溜まり 今後管理者を公募予定
9	勢田川防潮水門下流（左岸） 現在管理者を公募中

※6～9は、管理者が決定し河川法・港湾法の許可を受けるまでは、係留が認められる施設とはなりません。

### 係留施設の管理者公募

今後、上記係留施設のうち6～9は所定の条件を満たした管理者を公募して、協議会で水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者に河川法・港湾法に基づく占用を許可した上、係留対象船舶を管理して頂く予定です。

#### 管理者を公募する際の募集条件（抜粋）

（変更が生じる場合もあります。）

- 過去5年間にプレジャーボート等小型船舶の保管業務について実績を有すること。
- 施設・設備の保守・点検及び清掃等の環境整備を適切に実施できる者。
- 台風及び高潮等の災害時や油漏れなどの水質事故時において、関係機関への連絡をする等適切に対応できる者。
- 利用者に対し、係留方法・場所、他の水面利用者の自由使用の妨げ、油漏れによる水質事故、騒音の発生、清掃等の清潔保持等について適切に指導できる者。

#### 廃FRP船の処理の相談は下記まで（※別添のチラシ参照）

FRP船リサイクルセンター（一般社団法人 日本マリン事業協会 内）  
電話：03-5542-1202（専用）  
ホームページ：http://www.marine-jbia.or.jp/

#### ◆お問い合わせ◆

「勢田川等水面利用対策協議会」事務局  
国土交通省三重河川国道事務所 河川占用調整課 Tel. 059(229)2218  
三重県伊勢建設事務所 総務・管理室 管理課 Tel. 0596(27)5202

# 報告事項 | 船舶所有者へのアンケートの実施

## ▼啓発チラシの郵送にあわせてアンケートを実施

係留対象用

### 勢田川等水面利用対策協議会アンケート用紙

このアンケートは係留対象となっている船舶の実態調査です。(平成27年6月調査時点)  
各質問につきまして、該当事項に○を付けていただくか、必要事項の記入をお願い致します。

注意：あなたの船舶は係留するための「4条件」を満たしていますので、河川法・港湾法の  
占用許可を受けた施設での係留が原則認められる計画としていますが、アンケートの  
返送が無い場合は係留対象として計画する船舶では無くなりますので、**係留を希望さ  
れる方は必ず返送して下さい。**

※「4条件」は別添「75年で解決」「不法係留船ゼロ」を目標とします」を参照。

問1 下記の内容について記載してください。

- ◇ 所有者名：
- ◇ 所有者住所：
- ◇ 使用者名 (※所有者と違う場合に記載して下さい)：
- ◇ 使用者住所 (※所有者と違う場合に記載して下さい)：
- ◇ 船舶登録番号 (小型船舶登録)：
- ◇ 船籍港：

問2 船舶の使用目的を教えてください。③④⑤に○を付けた方は、その内容もご記入ください。

- ① 漁業
- ② レジャー
- ③ 公共・公益目的 (内容： )
- ④ 漁業以外の生計目的 (内容： )
- ⑤ その他 ( )

問3 現在係留されている場所を教えてください。下記の地図に印をご記入ください。



※地図にない場所に係留されている方は  
場所を教えてください。(住所や目印など)

問4 船舶の係留開始時期はいつからですか。

( )年( )月頃 ( )年前から

裏面へ続きます

問5 船舶をどの程度の頻度で利用(運航)をされているか教えてください。

- ① ほぼ毎日
- ② 週1回程度
- ③ 月1回程度
- ④ 年数回程度
- ⑤ 現在はほとんど利用していない

問6 船舶の取得方法について教えてください。

- ① 売買にて取得
- ② 贈与にて取得
- ③ その他 ( )

問7 今後、船舶をどうされるかご予定を教えてください。

- ① 今後も現在係留している場所で引き続き所有する
- ② 移動する (予定時期： )
- ③ 廃棄する (予定時期： )
- ④ 売却等、誰かに譲る
- ⑤ その他 ( )

問8 船舶に係留施設に保管することとなった場合、保管料(年額)はいくらまで出せますか。

- ① 1万円未満
- ② 1万円 ~ 3万円未満
- ③ 3万円 ~ 10万円未満
- ④ 10万円 ~ 30万円未満
- ⑤ 30万円以上
- ⑥ 有料になるなら、処分(譲渡、廃船等)する
- ⑦ その他 ( )

> その他…お気付きの点などございましたら、自由にご記入ください。

> 連絡を取らせていただく場合がありますので、差し支えなければ電話番号を教えてください。

自宅 \_\_\_\_\_  
携帯電話 \_\_\_\_\_

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

お手数ですが、平成27年10月31日(土)までに同封した返信用封筒にアンケート用紙を入れ、  
ポストに投函していただきますようお願い致します。

お答えいただいたアンケートは係留船舶の実態を把握する貴重な資料として使用させていただきます。  
なお、このアンケートに記載された個人情報につきましては、係留船舶の実態調査以外には  
使用致しません。

整理番号

# 報告事項 | 船舶所有者へのアンケートの集計結果

アンケート送付数 = 402人

※所有者不明、住所不明により送付できていない人がある。

内訳 { 4条件○の方 250人  
4条件×の方 152人

アンケート回答数 = 339人

内訳 { 4条件○の方 231人  
4条件×の方 108人

アンケート回答率 = 84%

内訳 { 4条件○の方 92%  
4条件×の方 71%

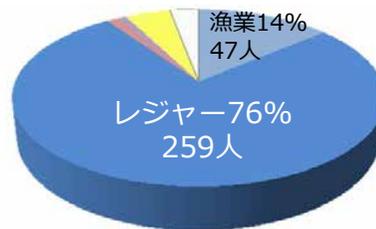
アンケート回答数402人の内訳



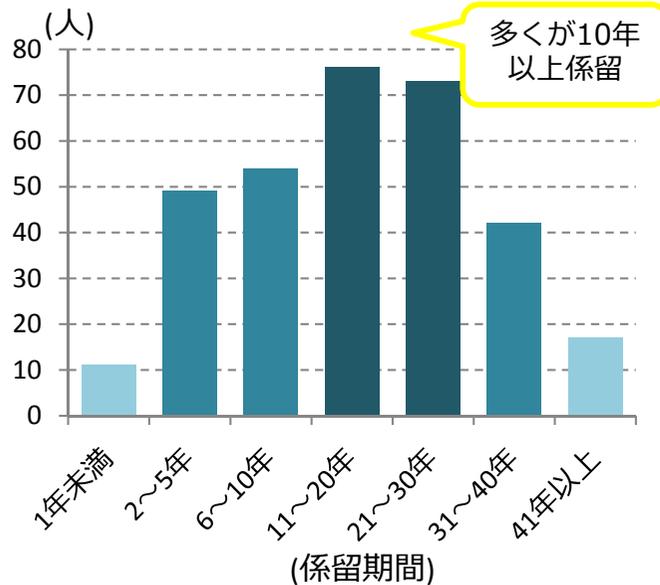
回答あり339人の内訳



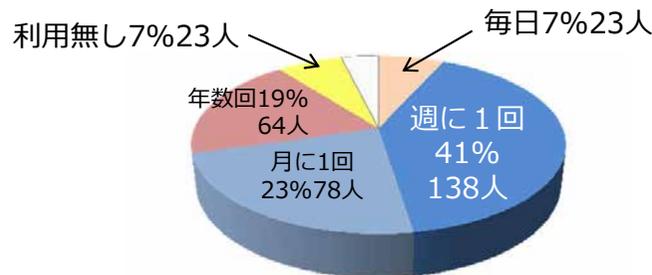
問2. 利用目的は？



問4. 船舶の係留期間は？



問5. 利用頻度は？



問6. 船舶の取得方法は？

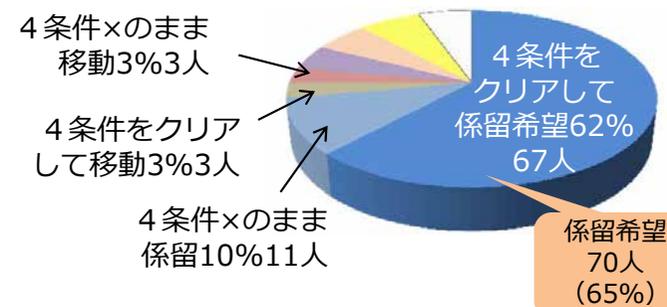


問7. 今後の予定は？

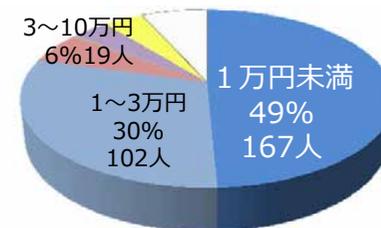
4条件○の方が対象 (231人)



4条件×の方が対象 (108人)



問8. 希望の保管料(年額)は？



# 報告事項 | 広報関係

## ▼啓発チラシ貼付作業時の取材

日時：平成27年10月6日（火）  
 取材：三重テレビ、中日新聞、伊勢新聞  
 報道：三重テレビNEWSウィズ（平成27年10月6日17:40～）、中日新聞伊勢志摩版（平成27年10月7日）  
 伊勢新聞（平成27年10月26日、平成27年10月27日）



概要説明の状況



現地での囲み取材



啓発チラシ貼付の取材

## ▼三重河川国道事務所ホームページ

三重河川国道事務所のホームページに協議会の活動を随時掲載しています。



国土交通省中部地方整備局  
**三重河川国道事務所** サイト内検索

トピックス・ニュース 河川事業 道路事業 事務所案内 お問い合わせ

トプ > 河川事業 > 勢田川等水面利用対策協議会

### 河川事業

- 専門紹介
- 河川整備基本方針
- 河川整備計画
- 河川維持管理計画
- 三重河川流域委員会
- 総合流域防災協議会
- 三重河川流域区
- 寄川水系
- 寄川上流水対策特別緊急事業
- 寄川古墳堤防改修調査検討委員会
- 寄川堤防の適正管理
- 勢田川等水面利用対策協議会
- 勢田川の浄化を考える懇話会
- SKIP勢田川まはりに
- 7日イベント

### 勢田川等水面利用対策協議会(第9回)

- 開催日:平成27年7月31日(金)
- 議事 **協議会及びPDF**
  - 前回の協議事項
  - 新設事項
    - ①保管船隻実態調査の係長等船隻船主について
    - ②既設グループ調査結果の把握
  - 協議・検討事項
    - ①保管場所の確保等 養魚基環境の改善
    - ②係長等船隻の清 物集チラシ(案)
    - ③今後の方針
- 今回の協議会において確認及び決定した主な事項 **実施報告書(PDF)**



## ▼ 占用主体の決定方法

アンケートの結果、係留船の管理を希望する方が複数いることがわかりました。勢田川防潮水門下流左岸船舶係留施設は、係留船の管理を希望する者が不在であったため、公募を実施しましたが、今後は占用主体の決定をスムーズにできるよう下記の通りとします。

### 船舶係留施設の管理に関心のある者を調査

- 漁協、自治会、周辺の民間マリーナ等に声掛け
- その他関心のある者を把握

※公募に記載の募集条件について説明する

1 者のみの場合は、協議会の承認を経て  
その者に占用許可

複数いる場合、又はいない場合は、公募

# 協議・検討事項 | 係留場所の確保増 係留対象船舶数の見込み

## ▼アンケート調査と最新の船舶調査の結果に基づく係留対象船舶数の見込み

- アンケート調査と最新の船舶調査の結果を基に係留対象船舶数の見込みを試算しました。
- 住所不明で送付できなかった方（未送付者）やアンケートを提出して頂けなかった方（未提出者）も考慮した上で係留対象船舶数を見込んで試算したところ、係留対象船舶数は336隻となり、**26隻不足**となりました。
- このことから**係留が認められる施設の見直しが必要**になると考えます。

	係留可能数	—	係留対象船舶数	=	差し引き
アンケート調査の結果 ※H27.12調査時点に補正	310隻	—	276隻	=	34隻分 余る
アンケート未送付者及び 未提出者を考慮して試算 した結果	310隻	—	336隻	=	<b>26隻分 不足</b>

アンケートの未送付者と未提出者について、アンケート調査で得られた4条件○×それぞれの係留希望の割合を掛け合わせて、+60隻と試算。

係留施設の不足が予想されることから、今後、**係留が認められる施設の見直しが必要**。

- 本試算は、ある一定の条件の下で機械的に試算したものである。
- 前提条件には様々なものが考えられ、本試算で用いられたものはあくまで1つの条件にすぎず、計上された計数は試算の前提条件等に応じ変化するものである。

# 協議・検討事項 | 係留対象船の減 所有者不明船の撤去

## ▼所有者不明船の撤去

所有者不明船 81 隻（平成 27 年 12 月調査時点）については、所有者の追跡調査、公告などを実施した上で、強制的な撤去措置を行います。

※平成 27 年 12 月調査時点の船舶数であり、所有者判明や撤去確認などにより数の変動が生じる場合があります。

## ▼強制的な撤去措置の事例



①警告文の貼付



②公告文の掲示



③撤去作業



④係留禁止の表示

## ▼所有者不明船の撤去計画（案）

平成 32 年 3 月までに“不法係留船ゼロ”を目指し、4 ヶ年で計画的に実施していきます。

